

ディスクロージャー分析～12月決算企業を 対象に「重要な会計上の見積り」の記載状況を分析

2019.05.29

当ディスクロージャー分析レポートにおいては、JPX400の12月決算企業44社を対象に、「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月)でも言及されている、MD&Aの中の「重要な会計上の見積り」に焦点を当てて、調査・分析を行う。

2018年6月の金融庁ディスクロージャーワーキンググループ(DWG)報告において、「Ⅰ.財務情報及び記述情報の充実」「Ⅱ.建設的な対話に向けたガバナンス情報の提供」「Ⅲ.情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言がなされた。これを受け2019年1月には「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」が公布・施行され、上記Ⅰ～Ⅲの提言を踏まえ、有価証券報告書(以下、有報)の記載事項の改正がなされた。また2019年3月には、財務情報以外の開示情報である「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめた「記述情報の開示に関する原則」が公表された。

上記Ⅱについては、2019年3月31日以後に終了する事業年度の有報から適用で、Ⅰ・Ⅲについては、2020年3月31日以後に終了する事業年度の有報から適用で、早期適用も可能となっている。

Ⅱで言及されている政策保有株式、役員報酬については、関連レポートを4月に発表している。

<https://rid.takara-printing.jp/res/analysis/2019/post783.html>
<https://rid.takara-printing.jp/res/analysis/2019/post775.html>

当レポートではJPX400の12月決算企業44社を対象に、2018年12月期有報における「記述情報の開示に関する原則」でも言及されている「重要な会計上の見積り」に関する記載状況を調査した。

「重要な会計上の見積り」が記載されることとなる「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(以下、MD&A)については、2020年3月31日以後終了事業年度の有報から適用される。「重要な会計上の見積り」に関しては、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、有報の「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載するとされている。

折しも、上記Ⅲの監査関係情報の拡充と平衡して、監査上の主要な検討事項(Key Audit Matter : KAM～2021年3月31日以後終了事業年度から全面適用)についての議論も盛んになされているが、KAMと会計上の見積りにについては内容的に関連性が高い。2019年3月に「記述情報の開示に関する原則」の公表と共に、「記述情報の開示の好事例集」も公表されているが、当レポートでは、「重要な会計上の見積り」の記載状況の記載傾向分析の後、会計方針を補足する情報の具体例を挙げる。

まず母集団44社のうち、IFRSを採用している企業が21社である(その他1社のみ米国基準で、残りは全て日本基準)。「重要な会計上の見積り」については、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」に記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略できるとされているが、「重要な会計上の見積り」の記載場所を調査したところ、下記【表1】のようになった。

【表1：MD&Aにおける重要な会計上の見積りに関する言及情報(n:44)】

掲載箇所	社数
①注記参照の旨を記載	23
②MD&Aにおいて記載	13
③MD&Aに何ら記載なし	8

次に、上記【表1】におけるMD&Aに「重要な会計上の見積り」に関し何らかの記載を行っている36社(表1の①②の企業)を対象として、実際にいかなる項目が記載されているかを調査した。

その結果、下記【表2】のようになり、記載個数の多い順に、繰延税金資産、減損、退職給付となった。各社の平均記載個数は5個であり、IFRS適用企業の方が数倍充実した記載となっていた。

現在、大手監査法人を中心にKAMに関するパイロットテストがなされているが、そこに記載されている項目は、減損～のれんの評価～引当金・偶発債務の順番である(出典:KAM試行のと

りまとめ 日本公認会計士協会 2017年11月17日)が、KAMの記載項目と「重要な会計上の見積り」に関して、概ね内容の類似性が確認できた。

KAMの導入や、「重要な会計上の見積り」に代表される記述情報の強化は、とりわけ守りのガバナンスを強化し、対話を充実ならしめることとなる。そのため、「重要な会計上の見積り」については、企業業績に予期せぬインパクトを与えるリスクを踏まえると、経営陣の関与のもと、充実した開示がなされることが望ましい。

かかる観点から上記【表2】に記載されている税金計算、減損、金融商品について、「記述情報の開示の好事例集」において掲載されている5社の事例とは違った視点で、記載の充実している企業の事例を紹介する(下線:筆者)。

【事例1：キリンホールディングス IFRS
注記—法人所得税】

(7) 法人所得税の取り扱いに関する不確実性
LION PTY LTDは、オーストラリア税務当局による定期的な税務調査を受けております。現在、2013年から2016年までの所得期間について税務調査中です。LION PTY LTDは現地の税務情報の自主的開示制度に基づき開示されている税務ガバナンスに準拠して税務申告しており、当社グループは今回の税務調査における各案件に対して当該期間の税務申告は適切であると

【表2：重要な会計上の見積りに記載された項目(n:36、複数選択)】

貸倒引当金	棚卸資産	金融商品・投融資評価	繰延税金資産	税金計算	退職給付	減損	有形無形資産	企業結合	収益認識	ほか引当金	その他
7	7	15	26	4	21	23	8	5	4	14	7

考えております。しかし、最終的にオーストラリア税務当局がLION PTY LTDと異なる税務ポジションを確定させた場合、当期の連結財務諸表において未認識の法人所得税額が、将来追加で発生する可能性があります。

【事例2：日本たばこ産業 IFRS
注記一のれん及び無形資産】

国内たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、国内たばこ市場の現状に鑑み保守的に成長率を0%としたキャッシュ・フローを用いて使用価値を算定しております(前年度は4年目3.9%から9年目0%まで保守的に成長率を遞減させ、10年目以降は9年目と同様のキャッシュ・フローを用いて使用価値を算定)。また、税引前の割引率は4.9%(前年度：4.9%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

【事例3：大塚ホールディングス IFRS
注記一金融商品】

②為替感応度分析

当社グループは主に米ドルとユーロの為替リスクに晒されております。各報告期間における米ドル、ユーロが円に対して1%円高になった場合の感応度分析は以下のとおりであります。なお、計算にあたり使用

した通貨以外の通貨は変動しないものと仮定しております。また、機能通貨建ての金融商品及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、その他の変動要因(残高、金利等)は一定であることを前提としております。

有報をはじめとする法定開示書類については、虚偽記載への罰則等を回避するためか記載は保守的となりがちであり、「金太郎飴」「ボイラープレート」などと呼ばれることも多い。

しかし、MD&Aで注記情報に表れない追加財務情報や、注記の中でも特に強調したい財務情報、財務情報の基礎となる情報(例えば車両返却率)、退職給付の基礎率の変動した場合や金利が変動した場合の感応度分析等を行うことは、将来の財務情報を判断する上で非常に有用な情報と成り得る。

今3月決算企業におかれては、従来の日本企業の開示に見られた日和見的对応、横並び記載で、縮小均衡に陥るのではなく、「記述情報の開示に関する原則」の趣旨を踏まえた実効的な記載を行い、MD&Aについても記載が充実した早期適用企業が増えていくことを期待したい。

(単位:百万円)	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
<米ドル>		
税引前当期利益への影響	△530	△377
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響	△206	△169
<ユーロ>		
税引前当期利益への影響	△153	△187
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響	－	△1

(出所) 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 ESG/統合報告研究室の調査による